

## 京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																						
はじめに	はじめに (略) <u>(追加)</u> なお、国の指針については、原子力規制委員会のもと、最新の科学的知見により見直されており、本計画についても改定指針に準拠し、今後も見直し検討を行っていく。	はじめに (略) <u>そして、平成31年に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づき、レジリエンスの視点によって政策を点検・強化及び京都が誇る「地域力」、「市民力」の更なる強化を図ることにより、「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指している。</u> なお、国の指針については、原子力規制委員会のもと、最新の科学的知見により見直されており、本計画についても改定指針に準拠し、今後も見直し検討を行っていく。	京都市レジリエンス戦略の理念の追加																																						
4	第4節 計画の作成又は修正に際し準拠すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」 <u>(平成30年10月1日(一部改正))</u> に準拠する。	第4節 計画の作成又は修正に際し準拠すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」 <u>(令和元年7月3日(一部改正))</u> に準拠する。	原子力災害対策指針の改正																																						
6	表1.6.1 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）  資料：住民基本台帳（ <u>平成30年10月1日</u> ） <table border="1" data-bbox="235 885 1041 1125"> <thead> <tr> <th>行政区名</th> <th>地 域</th> <th>世帯数(世帯)</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td> <td>久 多</td> <td><u>52</u></td> <td><u>90</u></td> </tr> <tr> <td>広河原</td> <td><u>39</u></td> <td><u>115</u></td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td>京北上弓削町上川行政区</td> <td><u>51</u></td> <td><u>84</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td><u>142</u></td> <td><u>289</u></td> </tr> </tbody> </table>	行政区名	地 域	世帯数(世帯)	人口(人)	左京区	久 多	<u>52</u>	<u>90</u>	広河原	<u>39</u>	<u>115</u>	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>51</u>	<u>84</u>	計		<u>142</u>	<u>289</u>	表1.6.1 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）  資料：住民基本台帳（ <u>令和元年10月1日</u> ） <table border="1" data-bbox="1142 885 1948 1125"> <thead> <tr> <th>行政区名</th> <th>地 域</th> <th>世帯数(世帯)</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td> <td>久 多</td> <td><u>53</u></td> <td><u>90</u></td> </tr> <tr> <td>広河原</td> <td><u>38</u></td> <td><u>115</u></td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td>京北上弓削町上川行政区</td> <td><u>50</u></td> <td><u>80</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td><u>141</u></td> <td><u>285</u></td> </tr> </tbody> </table>	行政区名	地 域	世帯数(世帯)	人口(人)	左京区	久 多	<u>53</u>	<u>90</u>	広河原	<u>38</u>	<u>115</u>	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>50</u>	<u>80</u>	計		<u>141</u>	<u>285</u>	統計数値の時点修正
行政区名	地 域	世帯数(世帯)	人口(人)																																						
左京区	久 多	<u>52</u>	<u>90</u>																																						
	広河原	<u>39</u>	<u>115</u>																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>51</u>	<u>84</u>																																						
計		<u>142</u>	<u>289</u>																																						
行政区名	地 域	世帯数(世帯)	人口(人)																																						
左京区	久 多	<u>53</u>	<u>90</u>																																						
	広河原	<u>38</u>	<u>115</u>																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>50</u>	<u>80</u>																																						
計		<u>141</u>	<u>285</u>																																						

## 京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
10 11	<p>表 1. 7. 1 各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて</p> <p style="text-align: center;">警戒事態を判断する E A L</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が <u>1 5 分</u> 以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は<u>溢水</u>が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する E A L</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が <u>3 0 分</u> 以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が <u>5 分</u> 以上継続すること。</p> <p>⑨ 火災又は<u>溢水</u>が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断する E A L</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が <u>5 分</u> 以上継続すること。</p> <p>⑦ <u>炉心</u> 損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>表 1. 7. 1 各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて</p> <p style="text-align: center;">警戒事態を判断する E A L</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が <u>1 5 分間</u> 以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は<sup>いっ</sup><u>溢水</u>が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する E A L</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が <u>3 0 分間</u> 以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が <u>5 分間</u> 以上継続すること。</p> <p>⑨ 火災又は<sup>いっ</sup><u>溢水</u>が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断する E A L</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が <u>5 分間</u> 以上継続すること。</p> <p>⑦ <u>炉心の</u> 損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>字句修正 (指針関係)</p>

## 京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
33	<p><u>9. 4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</u></p> <p>9. 4. 2 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、関係区役所》は、京都府と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に<u>予防服用の効果、服用対象者、禁忌等</u>について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておく。</p>	<p><u>9. 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</u></p> <p>9. 4. 2 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、関係区役所》は、京都府と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に<u>服用のタイミング、服用を優先すべき対象者、副作用等</u>について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておく。</p> <p><u>服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。</u></p>	原子力災害対策指針の改正に伴う修正
46	<p>図3. 1. 1 情報収集事態及び警戒事態発生時に係る連絡系統図</p> <p><u>(図略)</u></p>	<p>図3. 1. 1 情報収集事態及び警戒事態発生時に係る連絡系統図</p> <p><u>(図略)</u></p>	連絡系統図の整理
47	<p>図3. 1. 2 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生通報時に係る連絡系統図</p> <p><u>(図略)</u></p>	<p>図3. 1. 2 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生通報時に係る連絡系統図</p> <p><u>(図略)</u></p>	連絡系統図の整理
67	<p>4. 4 安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>措置を講じる</p>	<p>4. 4 安定ヨウ素剤の<u>服用</u>措置を講じる</p>	字句修正（指針関係）
68	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>4. 10 複合災害</u></p> <p><u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p>	複合災害時の避難に関する考え方の追加（防災基本計画関係）

## 京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
74	<p>7. 2. 2 様々な媒体を活用して的確・適切な情報提供を行う            (略) また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を入手したいというニーズに応じるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。(略)</p>	<p>7. 2. 2 様々な媒体を活用して的確・適切な情報提供を行う。            (略) また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を入手したいというニーズに応じるため、<u>ソーシャルメディアを含む</u>インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。(略)</p>	記述整理

(その他字句修正)

○ 概ね ⇒ おおむね